

沼津市国民保護協議会委員の任命に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項に基づき、市長が任命する委員の所属する機関及び役職について定めるものとする。

第2 指定地方行政機関の職員の任命委員

市長が指定地方行政機関の職員のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所	所長
海上保安庁第三管区海上保安本部清水海上保安部	部長
農林水産省関東農政局静岡農政事務所	地域第二課長

第3 自衛隊に所属する者の任命委員

市長が自衛隊に所属する者のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
陸上自衛隊第34普通科連隊	第5中隊長

第4 県の職員の任命委員

市長が県の職員のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
静岡県東部地域防災局	副局長
静岡県東部保健所	所長
静岡県沼津土木事務所	所長
静岡県沼津警察署	署長

第5 市の職員の任命委員

市長が市の職員うちから任命する委員は、次の表の職にある者とする。

職 名
助役 水道事業管理者 教育長 企画部長 消防長

第6 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員の任命委員

市長が指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

(1) 指定公共機関

機 関 名	役 職 名
中日本高速道路株式会社横浜支社御殿場管理事務所	所長
西日本電信電話株式会社沼津支店	支店長
東京電力株式会社沼津支店三島支社	支社長
日本通運株式会社沼津支店	支店長

(2) 指定地方公共機関

機 関 名	役 職 名
静岡瓦斯株式会社沼津支店	支店長
社団法人静岡県エルピーガス協会東部支部沼津地区	地区長
社団法人静岡県トラック協会東部支部	支部長
株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社東部総局	総局長

第7 知識又は経験を有する者の任命委員

市長が知識又は経験を有する者から任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
沼津バス協会	会長
静岡県石油商業組合沼津支部	支部長
社団法人沼津医師会	会長
沼津市自治会連合会	会長
沼津市消防団	団長
エフエムぬまづ株式会社	代表取締役
社会福祉法人沼津市社会福祉協議会	会長
沼津市赤十字奉仕団	委員長

付則

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。